

上代における「託」の訓に関する一考察

藤崎, 祐二
九州大学大学院博士後期課程

<https://doi.org/10.15017/1462193>

出版情報：語文研究. 116, pp.19-41, 2013-12-26. 九州大学国語国文学会
バージョン：
権利関係：

上代における「託」の訓に関する一考察

藤 崎 祐 二

はじめに

『日本国現報善悪靈異記』（以下、『靈異記』とする）には「託」の表記が十三例あり、その全てが憑依に関連する意味で使用されている。もつとも、語義の内実は、より慎重に検証されなければならぬ。『靈異記』は一種の変体漢文で書かれており、著者景戒が、和語におけるどのような表現を「託」に置き換えたのが明確ではないためである。『類聚名義抄』や『新撰字鏡』は、「託」を「ツク」「ヨル」などと訓じているものの、『靈異記』には、それらの訓が通用しない例もある。例えば、下巻第三十六縁には、死者が病人にとり憑く場面がある。^(注)

〔原文〕

時病者託言、「我永手也。我令仆乎法花寺幢、後西大寺八角塔成四角、七層減五層也。由此罪、召我於閻羅王闕、令抱火柱、以挫釘打立我手於、一而問打拍。

〔訓読文〕

時に病者託クヒテ言はく、「我は永手なり。我、法花寺の幢はたほこをたふしめ、後に西大寺の八角の塔を四角に成し、七層を五層コシに減じき。此の罪に由りて、我を閻羅王の闕みかどに召し、火の柱を抱かしめて、挫釘ひくぎを以て我が手の於うへに打ち立てて、問ひ打ち拍ちつ。

僧侶が病人のために祈禱を行ったところ、病人が口を開き「私は永手（病人の父）だ」と名乗り、事情を説明する。文脈上、

死者が病人にとり憑いていることは明らかであるが、「託」に「ツク」をあて、正格漢文として訓読すると、傍線部は、病者が別の何者かに「ツク」ことになってしまい、意味が通らない。そのためであろうか、『靈異記』の訓釈には「久流比天（クルヒテ）」とあるのだが、これに従って読むと、とり憑かれたことが原因で、狂人のような言動をとる病者の姿が浮かび上がり、一応は意味も通るのである。

しかし、現在有力とされる伝本がいずれも完本ではないこともあり、この特殊な訓釈を確認できるのは、院政期から鎌倉初期にかけての書写とされる来迎院本・真福寺本以降となる。景戒が「託」に置き換えた和語を、訓釈によって確定することはできず、「託」については、その語義を慎重に検討する必要がある。

本稿は、上代文学における憑依の概念を明らかにするため手がかりとして、「託」の語義を検証するものである。まず、漢籍との比較によって、『靈異記』及び上代文献の「託」の性格を浮き彫りにし、さらには、語義の形成過程としての和語との結びつきに関する考察を行う。その上で「クルヒテ」と訓じることの妥当性を検討する。

一、漢籍における憑依

『靈異記』では、十三例の「託」全てが、意味の上で憑依と深く関わっているが、このような限定的な使用には、どの程度の特異性が指摘できるだろうか。

実は、漢籍における「託」の用例で、明らかに「とり憑く」の意味をもつものは、今のところ管見に入らない。大抵は、「頼る」・「委ねる」・「かこつける（口実にする）」などの意味で用いられている。^(注3)「とり憑く」の意味に相当する語としては、「憑」の字を比較的容易に見出すことができる。例えば、志怪小説を収めた『搜神記』（二十卷本）には、『靈異記』と同じ趣向の物語が散見されるが、「託」の用例は三例中全てが「委ねる」や「口実にする」の意味であったのに対し、「憑」の用例は三例中全てが「とり憑く」の意味であった。

「憑」が「とり憑く」の意味で使用される例として、『太平廣記』卷三五五・鬼部四〇「王訓妻」の冒頭を、以下に掲げる。^(注4)『太平廣記』は、宋代の編ではあるが、『靈異記』と趣向を同じくする古今の奇談・異聞を収めた説話集である。

〔原文〕

王誚者、南安縣大盈村人也。妻林氏。忽病、有鬼憑之。言我陳九娘也。以香花祠我、當有益於主人。誚許之。乃呼林為阿阻。為人言禍福多中。半餘歲乃見形。自腰已下可見。人未常來者。亦不見也。但以言語相接。

〔訓読文〕

王誚なる者は、南安縣大盈村の人なり。妻林氏忽ち病む。鬼有りて之に憑る。言ふ、我は陳九娘なり、香花を以て我を祀らば、當に主人に益有るべし、と。誚之を許す。乃ち林を呼んで阿阻と為す。人の為に禍福を言ひて多く中る。半餘歲乃ち形を見す。腰より已下見る可し。人未だ常に來らざる者は、亦見えざるなり。但言語を以て相接す。

病気で苦しむ妻に鬼がとり憑いて、自らを祭るように要求する。本稿の冒頭で、『靈異記』における「託」の用例として掲げた下巻第三十六縁と近似する場面なので、比較されたい。ここでは、死者が病人に憑依して「私は永手だ」と名乗り、事情を説明するのであった。近似する状況でありながら、憑依を表す語として、『靈異記』では「託」を使用し、『太平廣記』「王誚妻」では「憑」を用いているのである。漢籍におい

ては、「託」ではなく「憑」が「とり憑く」の意を担っているようである。

しかし、「託」と「憑」は、明確に区別しようとするには厄介な語である。両者は基本的な語義を「頼る」とする点において共通しているからである。さらに、「とり憑く」の意味は「頼る」の意味からの派生と考えられるため、文脈によってはどちらで解釈するべきか、判断に迷う場合が想定される。神霊が人間に「とり憑く」という行為は、人間の体を借りるということであり、つまりは、人間を「頼る」という側面を併せ持っているからである。それなのに、「憑」のみが憑依の意味でも使用され、「託」は憑依の意味で使用されないなどと断定することは、膨大な漢籍を前にしては不可能に近い。

『太平廣記』卷三一八・鬼三「張禹」は、「託」と「憑」の両方の文字を併用する。「託」と「憑」の使い分けを検証するには打って付けの資料であるから、これをもって「憑」の方が、より憑依の意味で使用され得る可能性を検討したいと思う。張禹は墓場で女の幽霊と出合い、我が子を虐待する後妻に復讐するための助力を嘆願される。以下は、幽霊の嘆願内容からの抜粹である。

〔原文〕

有一男一女。男年十一。女年七歳。亡後。李氏幸我舊使婢承貴者。今我子每被捶楚。不避頭面。常痛極心髓。欲殺此婢。①然亡人氣弱。須有所憑。②託君助濟此事。当厚報君。

〔訓読文〕

一男一女有り、男は年十一、女は年七歳なり。亡せて後、李氏は我が舊の使婢の承貴を幸す。今我が兒は毎に捶楚さ被るに、頭面を避けず、常に痛み心髓に極まる。此の婢を殺さんと欲す、①然れども亡人は氣弱く、憑る所有るを須つ。②君に託して助けて此の事を濟さん、当に厚く君に報ゆべし。

死者は、その力に限界があるため、他者の助けを得なければ復讐できないという趣旨が読み取れる。では、幽霊が張禹に求める助力とは、具体的にどのような内容であろうか。「殺人に加担することは出来ない」と拒絶する張禹を、幽霊は「あなたが手を汚すことはない」と説得し、以下の計画を語る。

〔原文〕

何縁令君手刃。唯欲因君為我語李氏家。說我告君事狀。

李氏念惜承貴。必作禳除。君當語之。自言能為厭断之法。李氏聞此。必令承貴莅事。我因伺便殺之。

〔訓読文〕

何に縁りてか君に手ら刃せ令めんや、唯君に因りて我が為に李氏の家に語るを欲するのみ、我、君に事状を告ぐると説かば、李氏は承貴を念ひ惜しめば、必ず禳除を作さん。君は当に之に語るべし、自ら言へ、能く厭断の法を為す、と。李氏は此を聞かば、必ず承貴をして事に莅ま令めん、我は因つて便を伺ひ之を殺さん。

幽霊は張禹に対し、元夫である李氏と対面し、亡き妻の霊が、後妻承貴の殺害を計画していることを告げるよう求める。李氏は承貴を心配して、厄除けを希望することが予想される。張禹が祈祷師を装い、除霊を買って出れば、李氏は承貴を張禹の前に出すことになる。その機会を狙つて、幽霊が承貴を殺害するという計画である。しかし、承貴を殺害するのに、このような手続きを踏まねばならない理由が判然としない。

身分のある既婚女性に、男性が近づくことは容易ではないが、加持祈祷を行う行者であれば例外だという点に着目すればよい。すると、張禹が祈祷師を装うことには、幽霊が、張禹を可能な限り承貴に接近させようとする意図が透けて見え

る。つまり、幽霊が承貴を殺害するには、張禹が承貴に近づかなければならないのである。その前提として、幽霊には行動上の制約があり、その問題を解決するために、張禹にとり憑いているということになる。物語のどこかに、とり憑くことの承諾を求める言葉があるはずである。そして、その言葉の候補としては、傍線部①の「憑」あるいは傍線部②の「託」意外に見当たらないのである。「憑」と「託」のいずれかを憑依の意味で解釈しなければ、物語を正しく読むことはできない。

そもそも、張禹と幽霊との出会いが、屋敷から離れた墓場であることも、幽霊が自らの力では自由に移動できないという設定に基づいていると考えられる。後妻と子どもたちが暮らす屋敷に行くには、生きた人間に「憑く」以外に手段がない。張禹に屋敷まで連れて行ってもらい、承貴に接近する機会を作ってもらうのである。「憑く」とは言っても、相手の承諾を前提にしており、前後不覚にして傀儡のように操るのではないから、かなり穏やかな性質のものではある。それでも、人に「憑く」こと以外に移動手段がないということとは、やはり憑依の一種と考えられるのである。幽霊が張禹に嘆願する助力とは、依り代になってもらうことである。

この物語の場合、幽霊が張禹を頼って目的地に連れて行ってもらうという行為には、「頼る」という側面と「とり憑く」

という側面の両方が含まれることになる。そうすると、傍線①の「憑」と傍線②の「託」の解釈が問題となる。

傍線①の訳の可能性としては、「とり憑く」相手が現れるのを待っていましたか、あるいは「頼れる相手が現れるのを待っていました」である。傍線②については、「あなたにとり憑いて、助けを得てこの思いを遂げようと思ひます」と解釈すべきか、「あなたを頼って、助けを得てこの志を遂げようと思ひます」と解釈すべきかが問題となる。つまり、この用例では「憑」と「託」のいずれもが、「頼る」とも「とり憑く」とも訳し得るのである。

以上を踏まえた上で、『搜神記』卷四・八六「戴文謀」^(注6)と比較する。神霊が人間と交渉する場面を有するという点で、「張禹」と同じ趣向の物語だからである。

〔原文〕

沛国戴文謀、隱居陽城山中。曾於客堂食際、忽聞有神呼曰「我天帝使者。欲下憑君。可乎」(中略)後於室內竊言之。婦曰「此恐是妖魅憑依耳。」文曰「我亦疑之。」

〔訓読文〕

沛国の戴文謀、陽城の山中に隱居す。曾て客堂に於て食する際、忽ち神有りて呼ぶを聞くに曰く「我は天帝の使

者なり。下りて君に憑かんと欲す。可なるか」と。(中略)後に室内に於て竊かに之を言ふ。婦曰く「此れ恐らくは是れ妖魅の憑依する耳。」と。文曰く「我も亦た之を疑ふ」と。

戴文謀は、天帝の使者を名乗る声に「お前に憑こうと思うが、よいか」との要請を受け、使者を迎え入れる準備をするものの、疑心がないわけではない。妻に相談したところ、妻も「妖怪が取り憑くのかもありません」と不信感を表明する。引用箇所の後、天帝の使者は、疑念を抱かれたことに立腹し、「利益を与えようと思つて来たのに、疑われることになろうとは思わなかった」と言い残して去ることとなる。

本文中、「託」は見えず、「憑」のみが使われており、解釈は比較的容易である。「張禹」の幽霊は自力に限界があり人間に頼る必要があるのに対し、「戴文謀」の天帝の使者は、人間の力に頼る必要のない強大な存在である点に着目すればよい。天帝の使者が、主人公に憑依しようとしたのは、彼に利益をもたらすつもりだったからであり、彼の力を借りようとした可能性は、文脈からは読み取れない。つまり、「憑」という文字は、「頼る」という語義からの派生とは言え、ここでは純粹に「とり憑く」に相当する意味で使用されているのである。

次に、同じく神霊が人間と交渉する場面を有する、『太平廣記』卷三四六・鬼三一「錢方義」と比較する。霊界での立身出世を熱望する廁の神は、人間の男に協力を依頼する。以下は、男に助力を懇願する鬼の言葉である。

〔原文〕

登非害人。出亦有限。人之見者。正氣不勝。自致天橫。非登殺之。然有心曲。欲以託人。以此此原作死。據明鈔本改久不敢出。惟貴人福祿無疆。正氣充溢。見亦無患。故敢出相求耳。

〔訓読文〕

登は人を害せず。出づるに亦限り有り。人の見る者は、正氣勝らず、自ら天横を致す。登の之を殺すに非ず。然れども、心曲有り。以て人に託さんと欲す。此を以て久しく敢て出でず。惟貴人の福祿無疆なり。正氣充溢す。見ゆるも亦患無し。故に敢て出でて相求むるのみ。

神霊が人間の力を頼るといふ点において、「張禹」と同趣の物語である。しかし、「張禹」に「憑」「託」の両方が使用されていたのに対し、「錢方義」には傍線部の「託」のみ確認できる。この託を「頼る」と解釈するか「とり憑く」と解釈する

かは、廁の神の依頼内容によって明らかとなる。廁の神は、主人公の男に、自分の代わりに写経してくれるよう依頼するのであり、その功德によって出世することを望んでいる。「託」に憑依の意味はなく、「頼る」と解釈するべきである。

改めて、「張禹」における「託」と「憑」の併用について考えてみよう。幽霊が張禹に助力を嘆願するにあたっては、祈祷を口実に承貴に接近することを依頼する以前に、まず、憑依することの承諾を得なければならぬ。また、憑依するとは言っても、強制ではなく相手の承諾を前提としていることから、「頼る」という側面も併せ持つことを踏まえる。つまり、「憑」と「託」は、一方が「とり憑く」の意味で、他方が「頼る」の意味を担っていると考えられる。そこに、天帝の使者が「憑依」しようとした「戴文謀」では「憑」のみが使用され、廁の神が人間を「頼つ」た「錢方義」では「託」のみが使用されていたことを考え合わせると、「託」を「頼る」の意味で解釈し、「憑」を「とり憑く」の意味で解釈するのが妥当ではないだろうか。したがって、傍線①の訳は「けれども、死者は力が弱くとり憑く器が必要です。」となり、傍線②の訳は「あなたを頼って、助けを得てこの志を遂げようと思います」となる。

以上の考察から、本来は、ほぼ同義として使用される「託」

と「憑」とでは、「憑」の方がより明確に憑依の意味を派生し得る蓋然性が高まるのである。

漢籍は膨大であるため、「託」を明確な憑依の意味で用いる例がないとは言いい切れないものの、存在するとしても、「憑」に比べれば圧倒的に少数であろうと考えられる。ところが、『靈異記』では「託」十三例は全て憑依の意味で使用されているのである。そして、「憑」の表記も十例確認できるのだが、「頼る」「委ねる」「抛り所とする」などといった意味で使われており、「憑依」の意味ではない。すなわち、漢籍と『靈異記』とは、「託」と「憑」の用法が逆転しているのである。

二、上代における「託」の用例

漢籍との比較によって、『靈異記』の「託」の用法が、本来の語義とは異なることが顕著となった。このような特徴は、『靈異記』以前の上代文学にも見られるのであろうか。^(注7)

具体的な用例を確認すると、『靈異記』を遡る上代の文献では、『古事記』に「託」の用例は無く、『出雲国風土記』に二例、『播磨国風土記』に一例、『日本書紀』には十六例、『万葉集』には四例、『靈異記』と同時代の『続日本紀』には十四例確認できる。

(1) 『日本書紀』

『日本書紀』の「託」は、一例が桓武天皇皇女の名「託基皇女」に使用される例なので、考察の対象となるのは十五例である。

森博達氏は、『日本書紀』の歌謡と訓注の万葉仮名を音韻分析によって精査し、漢字音の相違によって二群に分類された。複数の字音体系に基づく仮名が混在し、倭音(漢字の日本音)によって表記されている巻々がβ群、単一の字音体系(唐代北方音)に基づき、原音(漢字の中国音)によって表記されている巻々がα群である。また、音韻のみならず、語彙・語法・文体を調査することで、大量の倭習がβ群に偏在していることを明らかにされ、さらに、α群には日本語を母語とする者なら犯すはずのない誤りがあることも指摘された。つまり、α群の基本的な著述は渡来唐人によって行われ、β群の著述は日本人によって行われたと考えられるのである。書記区分は以下のとおりである。

α群…卷一四～二一・二四～二七

β群…卷一～一三・二二～二三・二八～二九

そこで、「託」の用例をその区分に従ってふり分けてみると、

「頼る」「かこつける(口実にする)」などと解釈すべき用例はα群に、「とり憑く」と解釈すべき用例はβ群に偏在することがわかった。

① β群の「託」の用例

「託」十五例の内、十例がβ群に属する。以下は、卷五・崇神天皇六年の記事である。

〔原文〕

故以天照大神託豊鍬入姫命、祭於倭笠縫邑、仍立磯堅城神籬。神籬、此云此芥吕岐。亦以日本大国魂神託淳名城入姫命令祭。然淳名城入姫髮落体瘦而不能祭。

〔訓読文〕

故、天照大神を以ちて豊鍬入姫命に託け、倭の笠縫邑に祭り、仍りて磯堅城の神籬を立つ。神籬、此には比芥吕岐と云ふ。亦日本大国魂神を以ちて淳名城入姫命に託け祭らしむ。然るに淳名城入姫、髮落ち体瘦せて祭ること能はず。

天照大神と日本大国魂神を、それぞれ二人の皇女に「託」して祭ったという記事である。この「託」は、漢籍のように「委

ねる」の意味で用いたのであろうか。あるいは、他動詞として「とり憑かせる」の意味で用いたのであろうか。「委ねる」の意味であれば、「神々の祭祀を皇女たちに委ねる」のような訳になるだろう。しかし、次に掲げる巻六・垂仁天皇二五年三月の記事が、「委ねる」ではなく「とり憑かせる」で解釈することの妥当性を示している。

〔原文〕

三月丁亥朔丙申、離天照大神於豊相入姫命、託于倭姫命。

〔訓読文〕

三月の丁亥の朔にして丙申に、天照大神を豊相入姫命より離ちまつり、倭姫命に託けたまふ。

天照大神を、それまで「託」していた豊相入姫命から離して、倭姫命に「託」という記事である。ここで留意すべきは、それまで天照大神を祭る大役を任されていた豊相入姫命の任を解くにあたり、「離」という表現が使われていることである。「ハナツ」は言うまでもなく後の「ツク」に対応している。豊相入姫命に「ツケ」ていたからこそ、今度は「ハナ」さなければならぬのである。「託」と「離」の関係を重視するならば、「託」は「ツク」と読む蓋然性が高まり、執筆者

が、皇女たちの祭祀を憑依との連想で認識していたことが窺われるのである。従って、関連記事である先掲の巻五・崇明天皇六年の用例も「とり憑かせる」の意味で解釈するべきであらう。

次に、巻五・崇明天皇六〇年七月の記事を掲げる。

〔原文〕

時丹波水上人、名水香戸辺啓于皇太子活目尊曰、己子有小兒、而自然言之、玉菱鏡石。出雲人祭、真種の甘美鏡。

押羽振、甘美御神、底宝御宝主。山河之水泳御魂、靜挂甘美御神、底宝御宝主也。菱、此是非似小兒之言。若有託言乎。

〔訓読文〕

時に丹波の水上の人、名は水香戸辺、皇太子活目尊に啓して曰さく、「己が子に小兒有りて、自然に言さく、『玉菱鏡石。出雲人の祭る、真種の甘美鏡。押し羽振る、甘美御神、底宝御宝主。山河の水泳る御魂、靜挂かる甘美御神、底宝御宝主。菱、此には毛と云ふ。』とまをす。是小兒の言に似らず。若し託言に有らむか」とまをす。

水香戸辺は、子の不気味な発言をいぶかり、神霊がとり憑い

た上での発言、即ち「託言」ではないかと疑い、皇太子に報告する。「託言」は、『日本書紀』の編纂に影響を与えた中国の史書類にも散見される熟語であるが、もっぱら「口実」の意味で使われており、崇神紀とは用法が異なる。

卷八・仲哀天皇八年九月の記事には、神が神功皇后に憑依して、仲哀天皇に新羅征討を促す場面がある。

〔原文〕

秋九月乙亥朔己卯、詔群臣以議討熊襲。時有神託皇后而誨曰、天皇何憂熊襲之不服。(中略)時神亦託皇后曰、如天津水影押伏而我所見国、何謂無国、以誹謗我言。

〔訓読文〕

秋九月の乙亥の朔にして己卯に、群臣に詔して、熊襲を討たむことを議らしめたまふ。時に神有して、皇后に託りて誨へまつりて曰はく、「天皇、何ぞ熊襲の服はざることを憂へたまふ。(中略)時に神、亦皇后に託りて曰はく、「天つ水影如す押し伏せて我が見る国を、何ぞ国無しと謂ひて、我が言を誹謗りたまふ。」

これと同じ内容の記事が、卷九・神功皇后摂政前紀にも見え、新羅征討にまつわる伝説の記録が複数存在していたことがう

かがわれる。ただし、仲哀紀では、皇后にだけ憑依していた神が、神功皇后摂政前紀では、臣下である沙麿県主にも憑依するなど、若干の相違が見られる。

〔原文〕

一云、足仲彦天皇居筑紫檀日宮。是有神、託沙麿県主祖内避高国避高松屋種、以誨天皇曰、(中略)便復日、琴将来以進于皇后。則隨神言、而皇后撫琴。於是神託皇后以誨之曰、

〔訓読文〕

あるに云はく、足仲彦天皇、筑紫の檀日宮に居します。是に神有して、沙麿県主が祖内避高国避高松屋種に託りて、天皇に誨へて曰はく、(中略)便ち復日はく、「琴将ち来て、皇后に進れ」とのたまふ。則ち神言に隨ひて、皇后、琴撫きたまふ。是に神、皇后に託りて誨へて曰はく、

次の、卷十二・履中天皇五年九月の記事は、伊奘諾神が巫覡に憑依して、「血の臭いが臭くて耐えられない」と告げる場面である。不興の原因は入墨による血の臭いであると判断され、以後、飼部の入墨の習慣が廃止されたという。

〔原文〕

時居嶋伊弉諾神、託祝曰、不堪血臭矣。因以下之。兆云、
悪飼部等黥之氣。故自是後、頓絶以不黥飼部而止之。

〔訓読文〕

時に島に居します伊弉諾神、祝に託りて曰はく、「血の臭きに堪へず」とのたまふ。因りて卜ふ。兆に云はく、「飼部等が黥の氣を悪む」といふ。故、是より後、頓絶に飼部を黥せずして止む。

以上、β群の「託」十例中九例は、いずれも祭祀に関わる用例であり、「とり憑く」の意味で使われている。

最後に、β群における唯一の例外である、卷九・神功皇后撰政六二年の記事を掲げる。

〔原文〕

一云、沙至比跪知天皇怒、不敢公還。乃自竄伏。其妹有幸於皇宮者。比跪密遣使人、問天皇怒解不。妹乃託夢言、今夜夢見沙至比跪。天皇大怒云、比跪何敢來。妹以皇言報之。比跪知不免、入石穴而死也。

〔訓読文〕

一に云はく、沙至比跪、天皇の怒を知り、敢へて公に還

らず。乃ち自ら竄伏る。其の妹、皇宮に幸ること有り。比跪、密に使人を遣して、天皇の怒解くるや不やを問はしむ。妹乃ち夢に託けて言さく、「今夜の夢に沙至比跪を見たり」とまをす。天皇大きに怒りて云はく、「比跪、何ぞ敢へて來たれる」とのたまふ。妹、皇言を以ちて報す。比跪、免るましじきを知りて、石穴に入りて死ぬといふ。

帰国を希望する沙至比跪は、妹に、天皇の怒りが解けたことを確認するよう依頼する。妹は、夢に見たという「口実」を作って兄の話をする。天皇は沙至比跪の名を聞くや大いに怒り、絶望した沙至比跪は死ぬ。β群において、唯一憑依とは何ら関係のない用例であり、漢籍に散見される「かこつける（口実にする）」の意味である。

しかし、この記事の冒頭が、別資料からの引用であることを示す「一に云はく：」で始まっている点に留意しなければならぬ。この直前には「百濟記に云はく」で始まる記事があり、その内容は「沙至比跪は、新羅討伐の命を受けていたにもかかわらず、新羅から美女をあてがわれて丸め込まれ、逆に加羅国を討伐した」というものである。「一に云く」の記事は直後に続いていることから、同じ『百濟記』の中の一節

である可能性もある。そうすると、『百濟記』は和書ではないので、β群における唯一の例外であることの説明がつく。仮に『百濟記』ではなかったとしても、「託」を憑依の意味で用いることが、日本において顕著であることを明らかにする本稿の目的からすれば、β群に「かこつける(口実にする)」の用法が一例あることはさほど問題ではない。

② α群の用例

〔託〕十五例中五例が、主に渡来唐人が担当したとされるα群の卷々に見られる。以下に掲げる卷十四・雄略天皇七年の記事には、風待ちを「口実」にして、幾月も船を出さずに港に滞留したことが記されている。

〔原文〕

集聚百濟所貢今来才伎於大嶋中、託称候風、淹留数月。

〔訓読文〕

百濟の貢れる今来の才伎を大嶋の中に集聚へ、候風ふと称ふに託けて、淹留れること月を数ふ。

次の卷十九・欽明天皇二年四月の記事では、小国である南加羅は、「頼る」ことのできる大国がなかったために滅ぼされた

という文脈で、「託」が使われている。

〔原文〕

其南加羅叢爾狭小、不能卒備、不知所託。由是見亡。

〔訓読文〕

其の南加羅は、叢爾狭小にして、卒に備ふること能はずし、託く所を知らずありき。是に由りて亡されたるなり。

次の卷二十五・孝徳天皇文化二年三月の記事は、奴婢が困窮した主人を欺き、権威のある家を「頼つ」て、生活の糧を求め、ることを批判する内容である。

〔原文〕

復有奴婢、欺主貧困、自託勢家求活。勢家仍強留買、不送本主者多。

〔訓読文〕

復奴婢有りて、主の貧困めるを欺きて、自ら勢家に託きて活を求む。勢家、仍りて強に留め買ひて、本主に送らざる者多し。

以上の三例は、どれも漢籍に散見する用例と同じ用法である。

最後に、卷十九・欽明天皇十六年二月と、卷二十四・皇極天皇三年七月の記事を同時に掲げる。いずれも祭祀に関連しており、「くにかこつける（口実にする）」の意味で使われている。

〔原文〕

蘇我卿曰、昔在天皇大泊瀬之世、汝国為高麗所逼、危甚累卵。於是天皇命神祇伯、敬受策於神祇。祝者廼託神語報曰、屈請建邦之神、往救将亡之主、必当国家謚靖、人物又安。由是請神往救。所以社稷安寧。原夫建邦神者、天地割判之代、草木言語之時、自天降来、造立国家之神也。頃聞、汝国輟而不祀。方今懊悔前過、修理神宮、奉祭神靈、国可昌盛。汝当莫忘。

〔訓読文〕

蘇我卿の曰く、「昔在、天皇大泊瀬の世に、汝が国、高麗の為に逼められて、危きこと累卵よりも甚し。是にすめらみことかむつかさのかみ、みことより、天皇、神祇伯に命じて、敬ひて策を神祇に受けしめたまふ。祝者、廼ち神語に託けて報して曰さく、『邦を建てし神を屈請して、往きて亡びなむとする主を救はば、必ず国家謚靖に、人物又安ならむ』とまをす。是に由りて、神を請ひて往きて救はしめたまふ。所以に、

社稷安寧なりき。原れば夫れ、邦を建てし神とは、天地割け判れし代、草木言語せし時に、自天降来りまして、国家を造り立てし神なり。頃聞けらく、『汝が国、輟て祀らず』ときけり。方今、前の過を懊悔いて、神宮を修理めて、神靈を祭り奉らば、国昌盛えぬべし。

〔原文〕

秋七月、東国不尽河辺人大生部多、勸祭虫於村里之人曰、此者常世神也。祭此神者、致富与寿。巫覡等遂詐託於神語曰、祭常世神者、貧人致富、老人還少。由是加勸捨民家财宝、陳酒陳菜・六畜於路側、而使呼曰、新富入来。都鄙之人取常世虫置於清座、歌舞求福棄捨珍財。都無所益、損費極甚。於是葛野秦造河勝、悪民所惑、打大生部多。其巫覡等恐休勸祭。

〔訓読文〕

秋七月に、東国の不尽河の辺の人大生部多、虫を祭ることを村里の人に勸めて曰く、「此は常世の神なり。此の神を祭らば、富と寿とを致す」といふ。巫覡等、遂に詐きて神語に託せて曰く、「常世の神を祭らば、貧しき人は富を致し、老いたる人は還りて少ゆ」といふ。是に由りて、加勸めて、民の家の財宝を捨てしめ、酒を陳ね、

菜・六畜を路側に陳ねて、呼はしめて曰く、「新しき富人来れり」といふ。都鄙の人、常世の虫を取り清座に置きて、歌ひ舞ひ福を求めて珍財を棄捨つ。都て益す所無く、損り費ゆること極めて甚し。是に、葛野の秦造河勝、民の惑はさるるを悪みて、大生部多を打つ。其の巫覡等、恐りて勧め祭ることを休む。

前者は、蘇我稲目が百濟王子恵に対し、「巫祝が、神の言葉にかこつけて、『建国の神を祭れ』と言っている。これに従うように。」と弁じている。つまりとところ、稲目は託宣に従うよう要請しているのである。この「託」を「とり憑く」の意味で解釈することはできない。なぜならば、β群において「とり憑く」と解釈した用例とは異なり、補語が「神語」となっているからである。神の言葉にとり憑くことはできないから、ここでは、「神の言葉にかこつけて（口実にして）」と訳することになる。

後者も類似する表現を用い、巫祝が神の言葉にかこつけて常世の神を祭るよう要求し、人民をたぶらかす様子が描かれている。

しかし、前者の「託」の用法には問題がある。「託」を「かこつける（口実にする）」の意味で用いるのであれば、後者の

ように、巫祝による託宣を虚言とみなしているのでなければ不自然であるが、稲目は託宣の内容を積極的に支持しているからである。以下に掲げる『後漢書』卷四十一・列伝第三十一には、後者と同様の例が見える。^(注9)

〔原文〕

会稽俗多淫祀、好卜筮。民常以牛祭神、百姓財產以之困匱、其自食牛肉而不以薦祠者、発病且死先爲牛鳴、前後郡將莫敢禁。偷到官、移書属県、曉告百姓。其巫祝有依託鬼神詐怖愚民、皆案論之。有妄屠牛者、吏輒行罰。

〔訓読文〕

会稽の俗淫祀多く、卜筮を好む。民常に牛を以て神を祭り、百姓の財産之を以て困匱す。其の自ら牛肉を食ひて以て薦祠せざる者は、病を発して且に死せんとするや、先んじて牛鳴を爲すと。前後の郡將敢へて禁する莫し。偷官に到るや、属県に移書し、百姓に曉告して、其の巫祝鬼神に依託して愚民を詐怖すること有れば、皆之を安論し、妄りに牛を屠る者有れば、吏輒ち罰を行ふ。

巫祝が大きな影響力も持つ会稽では、人々は頻繁に神に牛を捧げなければならず、貧困に喘いでいた。地方官として着任

した倫は、巫祝が鬼神に「かこつけ」て人民をたぶらかさぬよう取り締まる。神の威光を振りかざして人民を苦しめる巫祝への、否定的な立場を読み取ることができる。

巫祝の託宣を、真実の神の言葉と受け取るか、単なる虚言とみなすかは、受け取る側の都合に左右される。史書では、権威と結びついた託宣は神聖なものであり、権威に沿わない託宣は嘘偽りとして否定されるのである。

欽明紀において、蘇我稲目が百済王子に対して恭順を要請した「建国の神々を祭るべし」とする託宣は、倭国の権威に沿うものであり、稲目も託宣を真実の神の言葉とみなしているはずである。それならば、なぜ「託」を「口実」の意味で使用しているのだろうか。例えば、傍線部「祝者廼託神語報曰」を、β群の用例に倣って「神廼託祝者報曰」と書き換えるだけで、「神が、祝者に憑依して言うことには」という意味にできる。なぜこのような文章にしなかつたのであろうか。あるいは、森氏が推定するように、続守言のような渡来唐人が卷十九を担当したとするならば、参考とした散逸資料には「とり憑く」の意味で「託」表記が使用されていたものの、中国本土では馴染みのない用法に違和感を覚えた編者が、訂正を加えたのではないだろうか。

以上のように「託」の用例をα群とβ群に振り分けてみる

と、β群では一例を除き、全て「とり憑く」の意味で使われていたのに対し、α群には「とり憑く」の用例が一例もないことが確認できるのである。^{注10}

(2) 『風土記』・『万葉集』・『続日本紀』

『出雲国風土記』の二例の内一例は、「託和の社」という固有名詞に使われており、もう一例は、以下の霊験あらたかな石の記事である。

〔原文〕

所謂石神者、即是、多伎都比古命之御託。当旱乞雨時、必令零也

〔訓読文〕

謂はゆる石神は、すなはち是れ、多伎都比古の命の御託みつきものなり。旱ひでりに当りて雨を乞ふ時は、必ず零ふらしめたまふ。

多伎都比古命が憑依する石は、雨乞いをすれば必ず降らせてくれるという。生き物に「とり憑く」場合とは異なるものの、神霊が自身の肉体の代替としているという点において、これも憑依の一種と考えられる。この「託」に関連して、新編日本古典文学全集の頭注は、『史記』太子公自序の一節を引用し

ている。以下の傍線部が該当箇所である。^(注1)

〔原文〕

凡人所生者神也。所託者形也。神大用則竭。形大勞則敝。形神離則死。死者不可復生。離者不可復反。故聖人重之。由是觀之、神者生之本也。形者生之具也。

〔訓読文〕

凡そ人の生くる所の者は神なり。託する所の者は形なり。神は大用すれば則ち竭き、形は大勞すれば則ち敝る。形神離るれば則ち死す。死する者は復た生くべからず。離るる者は復た反るべからず。故に聖人これを重んず。是れに由りてこれを觀れば、神は生の本なり。形は生の具なり。

傍線部の大意は「おおよそ人に生命あらしめているものは精神であり、生命を託しているものは肉体である。」となる。『出雲国風土記』における「託」と同様の表現として紹介されているのであるが、『風土記』の用例が憑依の意味で解釈し得るのに対し、こちらは憑依の意味ではないということを強調しておきたい。憑依であるからには、自らの肉体を持たない靈魂や、肉体を離れた靈魂が、別の物体を肉体の代替とする

行為でなければならぬ。しかし、この場合は、人間が生命をその肉体に「委ね」ているという事実を述べているにすぎない。よって、漢籍において「託」を憑依の意味で使用している例とは見なさない。

『播磨国風土記』には、安師（あなし）の里という地名の由来を説明した記事がある。

〔原文〕

安師里。^{まじ}右、称安師者、倭穴无神々戸託仕奉。故号穴師。

〔訓読文〕

安師の里。土は中の中。右、安師と称ふは、倭の穴无の神の神戸と託きて仕へ奉る。故れ、穴師と号く。

解釈の難しい箇所ではあるが、大意は「倭の穴无（あなし）の神が神戸にとり憑いて、以来祭ることになった」であろう。神が憑依しただけでは、祭ることになったという結果に直結しないので、おそらくは、憑依した神が自らを祭るよう要求したことが想定される。すなわち「託宣」である。「託宣」は、『続日本紀』を初出とする和製漢語であるが、現象としては、このように風土記に遡っても確認することができる。漢籍において、「託」の膨大な用例の中から、「頼る」系の意味と

明確に区別できるような「とり憑く」の意味を見出すことが困難であるにも拘わらず、『風土記』では、わずか三例しかない中で、名詞として使われている例を除き、二例とも憑依に関連した用例であった。

『万葉集』の「託」四例には、憑依の意味を確認できなかった。憑依に関連する表現を伴う和歌としては、一〇一番歌と四〇六番歌があるが、前者は『日本書紀』での使用例もある「著」を用い、後者は特異な例で「認」を用いている。用例が少ないため、『万葉集』の編者や、和歌を文字に書き起こした人々が、「託」字をどのように認識していたのかはわからない。『続日本紀』の十四例には、「託宣」という熟語表現が二例見られる。「託宣」は、『続日本紀』を初出とする和製漢語であり、憑依とも深い関わりのある言葉である。漢籍における「託」の本来の語義を重視するならば、「神が人間に言葉を委ねて、人間が代理としてのたまう」のような解釈になる。しかし、『日本書紀』や『日本霊異記』などの用例を踏まえ、上代の日本で「託」に憑依の意味を持たせた可能性を重視するならば、「神が人間にとり憑いてのたまう」のような解釈も成り立つのではないだろうか。「託」を憑依の意味で用いることの慣用性と、編者自身の認識が、判断の鍵となる^(注12)。

三、漢字「託」と和語

(1) 和語「ツク」との関連

「頼る」の意味で多用される漢字「託」は、なぜ日本において憑依の意味で使われるようになったのであろうか。

従来の日本語史研究では、古代の漢文訓読に、和文には見られない特有の語彙・語法があることが指摘されてきた。築島裕氏^(注13)は、中古には和文特有語・訓読特有語というふたつの異なる語彙体系が存在したことを明らかにした。また、ジスク・マシュー氏は、漢文訓読の影響は、語彙・語法といった外形的な問題にはとどまらないとし、「ある和語がある漢字と結びついたことによって、その和語のものと意味が漢字の意味に引きずられ、変化したり、拡張したりすることもあり得た^(注14)」という点に着目している。そこで、「託」に関しては、これとは逆の現象が起きている可能性を検証したい。

『日本書紀』に、「託」と「離」を対義的に用いる例があることから、古辞書に掲載される以前の上代から、「託」を「ツク」と訓じていた可能性は高い。漢籍の「託」が「頼る」の意味を基本とする以上、日本人が「託」に対して、和語「ツク」をあてたのは、「ツク」に「託」と同様「頼る」等の意味

があったからであろう。しかし「ツク」は本来「附着する」の意味であり、その範疇に「とり憑く」の意味もあったと考えられる。和語「ツク」の意味に引きずられ、漢字「託」は「とり憑く」の意味でも使用されるようになったのではないだろうか。以後、「頼る」・「委ねる」・「かこつける」などの意味を含む用例を《頼る系》とし、純粹に接着を意味する用例を《附着・接着系》と分類する。

まず、漢籍に散見する「託」の用例について述べると、《附着・接着系》に属するものは、今のところ管見に入らない。つまり、《頼る系》の意味が主流であり、「接着する」の意味はないと考えられる。

次に、和語「ツク」の語義を検証するにあたっては、上代の万葉仮名表記の用例を扱うこととする。

『古事記』下巻、雄略天皇の記事に、次の歌謡がある。

御諸みもろに 築くや玉垣 都岐余つぎし 誰たにかも依らむ 神の
宮人

おおまかな歌意は「神に長く仕えすぎた私は、今は誰に頼つたらいいのでしょうか。」となるるか。三句目の「都岐阿麻斯（つぎあまし）」が、神に長く仕えてきたことを表している。

神を「頼りにする」というよりは、神に「奉仕する」というような意味合いを強く意図した表現であるが、四句目の「多爾加母余良牟（たにかもよらむ）」と誰を頼ればいいのかと途方に暮れる表現は、これまでは神に仕え拠り所としていたことを踏まえている。よって、《頼る系》の範疇と考えられる。『日本書紀』巻二神代下の歌謡にも、「ツク」の用例がある。

沖つ鳥 鴨豆づく勾鳥くに 我が率ひ寝ぬし 妹は忘らじ 世よの尽はむ

歌意は「沖にいる鴨の寄りつく鳥で共寝した、あなたのことは忘れはしまい、この世の限り」となり、「かもづくしま」は、「鴨が拠り所として棲む鳥」と解釈できる。漢籍では、険しい山に身を委ねる仙人を記述する際に「託」を使用し、用法の一致をみる。

以上のような「拠り所とする」や「委ねる」などの《頼る系》の用例から、和語「ツク」には、漢字「託」と結びつくだけの意味上の一致が指摘できる。

しかし、一方では、漢字「託」には見られない、《附着・接着系》の意味での用例も確認できる。『日本書紀』巻二十五・孝徳天皇の記事には、以下の歌謡がある。

金木都該^{つげ} 吾が飼ふ駒は 引き出せず 吾が飼ふ駒を
人見つらむか

上の句の「金木つけ 吾が飼ふ駒は」の部分は、「逃げないよ
うに金木をつけて私が飼っている馬は、」という意味である。
この場合の「ツク」は、漢籍における「託」とは異なり《頼
る系》の意味を全く含んでおらず、《附着・接着系》の意味で
ある。

『万葉集』にも、以下の巻十五・三六六七番歌のような《附
着・接着系》の用例が見られる。

我が旅は 久しくあらし この我が着る 妹が衣の 垢
都久見れば

衣に垢がつくという表現には《頼る系》の意味合いは含まれ
ておらず、純粹に《附着・接着系》の用法と考えられる。以
上のように、和語「ツク」には、漢字「託」にはない《附着・
接着系》の意味が確認できるのである。そして、『万葉集』で
は、「ツク」十五例中、十二例が《附着・接着系》の意味であ
り、数において《頼る系》を圧倒している。このことから、
和語「ツク」の基本的な語義は《附着・接着系》にあり、《頼

る系》は派生と考えられる。残念ながら万葉仮名表記の「ツ
ク」の中で、憑依を表す用例は確認できなかった。しかし、
一方が他方に密着する意味の用例は確認できる。以下に『万
葉集』からの引用を掲げる。

新田山 嶺には都可^{つか}な 我に寄そり はしなる見らし
あやにかなしも (巻一四・三四〇八)

高き嶺に 雲の都久^{つぐ}のす 我さへに 君に都吉^{つぎ}な 高
嶺と思ひて (巻一四・三五二四)

三四〇八番歌は、「地理的に他の山々に付かず独立している新
田山のように、他の誰ともくっつかないでほしいなあ。私と
噂をたてられ、どっち付かずのあの子が無性に愛しい」と歌っ
たもので、想い人が自分以外の誰とも契らないで欲しいとい
う願望を、「ツク」を用いて表現している。三五二四番歌は、
「高い嶺に雲がまとわり付くように、自分もあなたと離れずに
いたい」と歌ったもので、山にまとわり付く雲を「ツク」で
表現している。つまり、一方が他方に極度に密着する点にお
いて、「ツク」は憑依の意味でも使われ得ると考えられる。

漢字「託」は、和語「つく」の《附着・接着系》の意味に

引きずられるかたちで、「とり憑く」「憑依する」の意味で用いるようになったのではないだろうか。^(注15)

(2) 和語「クルフ」との関連

ところで、『附着・接着系』の語義から派生して憑依の意味で使われるようになった「託」を、『靈異記』の訓釈が「久流比天(クルヒテ)」と訓じたことについては、『靈異記』成立以前の語感を的確に捉えているといえるのだろうか。上代の文献において、万葉仮名で記された「クルフ」の用例は二例しかないため、語義の全貌を明らかにすることは難しいが、参考にはなるであろう。

『万葉集』には、巻四の「更大伴宿禰家持贈坂上大嬢歌十五首(更に大伴宿禰家持の、坂上大嬢に贈りし歌十五首)」のうち、七五一番歌に「クルフ」が見える。

相見ては 幾日も経ぬを ここたくも 久流比に久流比
思ほゆるかも

「クルフ」を疊語法によって強調することで、やるせない恋情を表現しているものと考えられる。現代の用法との相違は見られない。

『古事記』と『日本書紀』では、他動詞「クルホス」の形で、ほぼ同一の歌謡に見えるが、ここでは『古事記』仲哀記の歌謡のみ掲げる。

この御酒は 我が御酒ならず 酒の司 常世に坐す 石
立たす 少名御神の 神寿き 寿き玖流本斯 豊寿き
寿き廻し 奉り来し御酒ぞ 止さず飲せ ささ

宴席で、相手に酒を勧める内容である。ただの酒ではなく、少御神が醸造に関わった特別の酒ということである。ただし、「寿き狂ほし」と「寿き廻ほし」は他動詞なので、少御神自身が醸造の際に踊り狂ったのではない。西郷信綱^(注16)氏が指摘するように、少御神が酒の作り手に神がかりして、踊り狂いながら醸させたことを描写していると考えられる。つまり、少御神がとり憑いたことで、作り手は狂乱状態になったのである。これは、上代の人々が、憑依という現象を、狂乱との関連性の上で認識していたことを意味する。『日本靈異記』の訓釈は、後世に付されたものと考えられるが、憑依を意味する「託」を「クルヒテ」と訓じたことは、上代の感覚から大きく外れてはいないのかもしれない。

おわりに

漢籍において、「託」が憑依の意味で使われる例は、今のところ管見に入らない。しかし、日本においては、『靈異記』の全用例が憑依の意味で用いられているだけでなく、遡って『風土記』や『日本書紀』にも散見されることを確認した。しかも、『日本書紀』では、中国からの渡来人が担当したとされる α 群の卷々にはなく、倭習に満ちているとされる β 群に偏在するのである。このように、「託」を憑依の意味で用いることが、日本においてより顕著である理由は、『附着・接着系』の意味を持つ和語「ツク」と結びついたことに求められよう。

漢籍において明確に憑依を表す語としては、「憑」が挙げられる。また、志怪小説などでは、「頼る」と「とり憑く」との間で解釈が揺れるような場面において、「憑」や「託」が散見される。いずれにしても、漢字を熟知する中国人が「頼る」という本来の語義を忘れて「憑」や「託」を使用することは考えられず、「とり憑く」と訳し得る例も、その派生である。そうすると、「附着」からの派生を連想させる「とり憑く」のような日本語訳は適切ではないのかもしれない。

しかし、同じ憑依の場面を描くにしても、上代日本の古い

伝説や神話を記録する際に、「託」を「とり憑く」の意味で使用した『日本書紀』 β 群の編者や『日本靈異記』の著者は、本来の意味である「頼る」や「委ねる」を踏まえていたのだろうか。

『日本書紀』や『日本靈異記』に描かれた憑依の場面では、漢籍の志怪小説のように、人間と神霊が対等な位置で交渉するような、生き生きとした交流は描かれない。代わりに、神霊による圧倒的な強制性が前面に打ち出されているようである。漢籍において「とり憑く」を表す語が『附着・接着系』からの派生であるのに対し、上代において「とり憑く」を表す語が『附着・接着系』からの派生であることが、両国における微妙な語感の違いを生み出しているのではあるまいか。上代において、神霊による力任せの憑依は、とり憑かれた者をして、狂人のごとくに振舞わせる。まさに「クルヒテ」と訓じるにふさわしい語感を含んでいたのではないだろうか。

注

- (1) 『新撰字鏡』には「他各反 寄也 累也」、『類聚名義抄』には「上 藁 ツク ヨル 累 ワサウラ ホコル」とある。
- (2) 本稿において、『靈異記』及び、特に言及のない引用文は、全て新編日本古典文学全集に依拠した。また、『靈異記』の訓読文で片仮名表記となっている部分は、万葉仮名の訓釈に基づく

箇所である。

- (3) 『説文解字』には「寄也 从言毛声他各切」、「玉篇」には「他各切 寄也 依憑也」とある。「玉篇」に見える「依憑」は「憑依」の上下が逆転しているだけの熟語であるが、「憑依」とは異なり「とり憑く」の意味はなく、「よりのむ」「依頼」などと解釈される。

- (4) 本稿において、『太平廣記』の本文は全て中華書局本（一九六一年）に、訓読文は西本芳男編『新釈 太平廣記 鬼部』一、四（二〇〇三〜二〇〇八年・私家版）に依拠した。

- (5) 「憑」について、『玉篇』には「皮明切 投託也」とあるが、「投託」とは「信じて頼み入る」の意である。また、『古訓匯纂』によると、多くの注釈は「憑」を「依也」と解説している。

- (6) 本文は『新校搜神記 二十卷』（一九五九年・世界書局）に、訓読文は千坊幸子・森野繁夫編『干寶搜神記』（二〇〇四年・白帝社）に依拠した。

- (7) 古辞書における「託」の項目から、大まかな語義を確認する。（注1）を参照されたい。『新撰字鏡』の「寄也」や『類聚名義抄』の「ツク ヨル」は、漢籍における主要な語義「頼る」や「委ねる」に対応していると考えられる。次に、両者に見られる「累也」であるが、「累」には「しぼる」とらえる。「つなぐ」等の意味があるので、あるいは、憑依との関連を示しているかもしれないが、おぼつかない。『類聚妙義抄』の「ワサウラ」は、いかがであるうか。「ワサ」は、「童歌（わさうた）」の「わざ」と同じで、「何らかの意図を持って行われる行為」の意味で、「ウラ」は「占」を示している可能性がある。憑依に基づく占い、すなわち神託の類であろうか。であるならば、古辞書は、憑依に関わる解釈を採録していると判断できるかもしれない。

ない。

- (8) 『日本書紀の謎を解く——述作者は誰か』（一九九九年・中公新書）及び、『日本書紀成立の真実——書き換えの主導者は誰か』（二〇一一年・中公新書）

- (9) 本文は中華書局本（一九六五年初版・一九七三年第二印刷）に、訓読文は『全譯後漢書 列伝（四）』（二〇〇五年・汲古書院）に依拠した。

- (10) ただし、α群の用例として、すべてが渡来唐人の筆によるものではないことは、考慮しなければならない。卷二十五の孝徳紀の詔勅は倭習に満ちていることから、後人の加筆と考えられるし、卷十四・卷十九など、「託」の用例が検出された卷々の朝鮮閔連記事には、別資料に基づくと考えられる記述が多く、渡来唐人による記述ではないと考えられる箇所が散見されるのである。けれども、α群の「託」の用例の一部が、日本人による加筆や、別資料からの引用にあったとしても、問題ではない。「託」を憑依の意味で用いることが、日本において顕著であることを明らかにする本稿の目的からすれば、β群のみに憑依の用法が集中していることが、重要なのである。

- (11) 本文は瀧川亀太郎『史記会注考証』十（一九三四年・東方文化学院東京研究所）に、訓読文は『史記三』（中国の古典13 一九八五年・学習研究社）に依拠した。

- (12) 残り十二例の「託」が、全て憑依とは無関係の用例であることは、一応の参考になる。これが、『続日本紀』の編者が「託」を「とり憑く」の意味では認識していなかったことを意味するのであれば、「託宣」の二例も「委ねる」の意味で解釈する方が妥当かもしれない。ただ、『続日本紀』には憑依に関連する場面が乏しく、「託」のみならず、「憑」十一例も、全て憑依とは

無関係の用例であるため、結論を急ぐことはできない。

- (13) 『平安時代の漢文訓読語につきての研究』（一九六三年・東京大学出版会）

- (14) 『意味の上の漢文訓読——和語「あらはす」に対する漢字「著」の意味的影響——』（「訓点語と訓点資料」二二五輯・二〇一〇年）

- (15) 『日本書紀』のβ群の執筆にどれだけの人間が関わったのかは分からないが、「託」十例の内一例を除き、全て憑依の意味で使用されていることは、これらが同じ知識の上に成立した文章であることを示していると考えられる。すると、垂仁紀の「ツク」と「ハナツ」の関係も踏まえ、β群において憑依の意味で使用される「託」の読みは、「ツク」に統一してよいのかもしれない。

- (16) 『古事記注釈（三）』（一九八八年・平凡社）

（ふじざき） ゆうじ・本学大学院博士後期課程）